

宇部市地域密着型サービス事業の指定基準等の条例改正について

■改正する条例（令和7年4月1日）

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」

<p>14 17 (略)</p>	<p>13 2 12 (略)</p> <p>（従業者の員数） 第百三十一条（略）</p> <p>指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十二条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員に置き、これを置かないことができる。</p>
<p>14 17 (略)</p>	<p>13 2 12 (略)</p> <p>（従業者の員数） 第百三十一条（略）</p> <p>指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員に置き、これを置かないことができる。</p>

改正後	<p>栄養士 若しくは管理栄養士 又は機能訓練指導員</p>
改正前	<p>栄養士 又は機能訓練指導員</p>

栄養士法の改正（R7.4.1）

